

議案第158号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄しようとするので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成28年（2016年）11月15日提出

宝塚市長 中 川 智 子

1 放棄する権利の内容

市が相手方に対して有する、神戸地方裁判所平成22年（ワ）第17号損害賠償請求事件、大阪高等裁判所平成25年（ネ）第1871号損害賠償請求控訴事件並びに最高裁判所平成26年（オ）第1324号及び同年（受）第1713号事件に係る訴訟費用の支払請求権

2 相手方

[Redacted]

※個人情報保護のため、一部マスキングをしています。